

道立噴火湾パノラマパーク
ビジターセンター等整備運営事業

事業契約書（案）

北 海 道

株式会社●●

平成15年8月5日

前 文	6
第1章 総則	6
第1条 (目的及び解釈)	6
第2条 (基本合意)	6
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	6
第4条 (事業日程)	7
第5条 (本事業の概要)	7
第6条 (乙の資金調達)	7
第2章 本施設の整備	7
第一 総則	7
第7条 (許認可及び届出等)	8
第8条 (本施設の敷地等の利用)	8
第9条 (第三者の使用)	8
第10条 (履行保証)	8
第二 設計業務	8
第11条 (本施設の設計)	9
第12条 (設計の完了)	9
第13条 (設計の変更)	9
第三 建設工事業務	10
1. 建設工事業務の実施	10
第14条 (建設工事業務の実施)	10
第15条 (施工体制等)	10
第16条 (工事監理者)	10
第17条 (工事工程表等)	10
第18条 (建設工事業務に伴う各種調査)	11
第19条 (近隣対策等)	11
第20条 (本施設の敷地の管理)	11
第21条 (備品の整備)	11
2. 甲による確認	11
第22条 (甲による説明要求及び工事現場立会い等)	12
3. 工期の変更等	12
第23条 (工期の変更)	12
第24条 (建設工事の一時中止及び変更)	12
4. 損害の発生等	13
第25条 (建設工事業務の実施により乙が第三者に及ぼした損害)	13
第26条 (不可抗力による損害)	13

第 27 条 (建設工事期間中の保険)	13
5. 本施設の完工	13
第 28 条 (乙による完工検査等)	13
第 29 条 (甲による完工検査)	14
第 30 条 (完工確認書)	14
第四 B T O施設の引渡し	14
第 31 条 (引渡し)	14
第 32 条 (引渡し等の遅延)	15
第 33 条 (瑕疵担保責任)	15
第 3 章 本施設の維持管理及び運営	16
第一 総則	16
第 34 条 (許認可及び届出等)	16
第 35 条 (近隣対策)	16
第 36 条 (第三者への委託)	16
第 37 条 (第三者に及ぼした損害等)	16
第 38 条 (維持管理期間中の保険)	17
第二 維持管理及び運営の準備	17
第 39 条 (B T O施設の維持管理体制整備)	17
第 40 条 (B O T施設維持管理・運営体制整備)	17
第 41 条 (維持管理又は運営開始の遅延)	17
第三 B T O施設維持管理業務	18
第 42 条 (B T O施設維持管理業務)	18
第 43 条 (年度計画書)	18
第四 B O T施設維持管理・運営業務	19
1. 総則	19
第 44 条 (B O T施設維持管理・運営業務)	19
第 45 条 (年度計画書)	19
2. 物販スペース維持管理・運営業務	19
第 46 条 (物販スペース維持管理・運営業務の実施)	19
3. オートキャンプ場維持管理・運営業務	20
第 47 条 (オートキャンプ場維持管理・運営業務の実施)	20
第 48 条 (使用料金)	21
第五 甲による確認	21
第 49 条 (業務報告書の作成及び提出)	21
第 50 条 (モニタリングの実施)	21
第 4 章 サービス購入料	21

第 51 条	(サービス購入料の支払)	21
第 52 条	(金利変動等に基づくサービス購入料の変更)	21
第 53 条	(サービス購入料の減額)	22
第 54 条	(サービス購入料の返還)	22
第 55 条	(不可抗力の場合)	22
第 5 章	契約期間及び契約の終了	22
第 56 条	(契約期間)	22
第 57 条	(BOT施設の譲渡)	22
第 58 条	(乙の債務不履行による契約の終了)	23
第 59 条	(乙の不正行為による契約の終了)	24
第 60 条	(甲の債務不履行による契約の終了)	24
第 61 条	(解除の場合の取扱い)	25
第 6 章	法令変更	26
第 62 条	(通知の付与)	26
第 63 条	(協議及び追加費用の負担)	26
第 64 条	(契約の終了)	26
第 65 条	(サービス購入料の調整)	27
第 7 章	不可抗力	27
第 66 条	(通知の付与)	27
第 67 条	(協議及び追加費用の負担)	27
第 68 条	(不可抗力への対応)	27
第 69 条	(契約の終了)	28
第 8 章	その他	28
第 70 条	(新税等の扱い)	28
第 71 条	(乙の支払うべき遅延損害金)	28
第 72 条	(協議)	28
第 73 条	(契約上の地位の譲渡)	29
第 74 条	(財務書類の提出)	29
第 75 条	(秘密保持)	29
第 76 条	(乙に対する出資の制限)	29
第 9 章	雑則	29
第 77 条	(請求、通知等の様式その他)	29
第 78 条	(準拠法)	30
第 79 条	(管轄裁判所)	30
第 80 条	(解釈)	30
第 81 条	(金融機関との協議)	30

別紙 1	定義集.....	31
別紙 2	日程表.....	33
別紙 3	事業概要書.....	34
別紙 4	使用貸借契約様式.....	35
別紙 5	設計完了後に提出する設計書類.....	37
別紙 6	建設工事着手時までの提出書類.....	37 9
別紙 7	不可抗力による損害金分担規定.....	400 0
別紙 8	乙が付保する保険.....	411 1
別紙 9	竣工時の提出図書.....	422 2
別紙 10	業務報告書の概要.....	433 3
別紙 11	サービス購入料の金額及び支払スケジュール.....	444 4
別紙 12	金利変動等に基づくサービス購入料の変更.....	511 1
別紙 13	モニタリング及びサービス購入料の減額の方法.....	554 4
別紙 14	法令変更による損害金分担規定.....	59

特 定 事 業 契 約

- 1 事業名 道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業
- 2 契約金額（サービス購入料合計金額）
_____円
(契約金額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
現在価値 _____円
- 3 履行期間 契約締結の日から事業終了日（平成43年3月31日）まで
- 4 履行場所 北海道●
- 5 契約保証金 免除
- 6 前払金 支払わない

上記の事業について、北海道と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

北海道 北海道●
北海道知事

事業者 ●●
●株式会社
代表取締役

前 文

北海道（以下「甲」という。）は、現在整備中である北海道縦貫自動車道八雲パーキングエリア（以下「パーキングエリア」という。）に隣接する全体面積約63.7haの公園である道立噴火湾パノラマパーク（以下「本公園」という。）の平成18年度の一部供用開始を目指し、本公園の全施設のうちセンターゾーンのビジターセンター、駐車場、エントランス広場等、並びに宿泊ゾーンのオートキャンプ場（以下、総称して「本施設」という。）の整備、維持管理、運営等の事業から成る道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的・効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することとした。

甲は、本事業の入札説明書に従い入札を実施し、最も優れた提案を行った民間事業者グループを落札者として決定し、落札者は、入札説明書に従い本事業を実施するために、特別目的会社として [SPC]（以下「乙」という。）を設立した。

甲及び乙は、本事業の実施に関して、本契約とともに、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に定める事項が適宜適用されることを確認した上、次のとおり合意し、本契約を締結する。

第1章 総則

第1条（目的及び解釈）

- 1 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。

第2条（基本合意）

- 1 甲は、乙に対して、本事業の実施を委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲は、乙に対して、本事業実施の対価としてサービス購入料を支払うものとする。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 乙は、本施設が公共性を有する施設であることを十分理解し、本事業の実施に当たっ

ては、その趣旨を尊重し、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）を遵守するものとする。

- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（事業日程）

本事業は、別紙2として添付する日程表に従って実施されるものとする。ただし、本契約に従って別紙2に記載される日程が変更された場合には、本事業は変更後の日程に従って実施されるものとする。

第5条（本事業の概要）

- 1 本事業は、本施設の整備、本施設のうち物販スペース及びオートキャンプ場の施設を除く部分（以下「BTO施設」という。）の甲に対する引渡し、BTO施設の維持管理、本施設のうち物販スペース及びオートキャンプ場の施設（以下「BOT施設」という。）の所有及び維持管理・運営、BOT施設の甲に対する引渡し並びにこれらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。その概要は別紙3において明示されているとおりである。
- 2 乙は、本事業を、本契約、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に従って遂行しなければならない。なお、本契約に定めのない事項については入札説明書等によることとし、本契約及び入札説明書等のいずれにも定めのない事項については応募者提案によるものとする。

第6条（乙の資金調達）

- 1 本事業の実施に要する費用及び関連する一切の費用は、本契約に別段の規定がある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。
- 2 乙は、本事業に関する資金調達に対して、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また甲は、乙が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、その実現に向けて努力するものとする。

第2章 本施設の整備

第一 総則

第7条（許認可及び届出等）

- 1 乙は、本施設の設計業務及び建設工事業務に関する義務を履行するために必要となる一切の許認可及び届出等を、自己の責任及び費用において取得又は実施する。ただし、甲の単独申請にかかる許認可及び届出等については、甲が自己の責任及び費用においてこれを取得又は実施する。
- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による許認可の取得及び届出等の実施に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は、甲による許認可の取得及び届出等の実施に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 4 乙は、甲が行う国庫補助金に係る手続等について、甲の指示する作業及び必要な協力をを行う。

第8条（本施設の敷地等の利用）

- 1 甲と乙は、事業期間中、本施設の敷地を乙が無償で利用できるように、別紙4の様式に従って使用貸借契約を締結する。
- 2 前項のほか、乙が本事業の実施にあたり本公園内の土地を利用する場合には、事前に甲の許可を得なければならない。

第9条（第三者の使用）

乙が設計業務又は建設工事業務の実施に関して第三者を使用する場合（直接であると間接であるとを問わない。）、当該第三者の使用は乙の責任において行うものとし、乙の使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第10条（履行保証）

- 1 乙は、建設工事の着工日までに、建設工事の履行を確保するため、建設工事期間について建設工事費の100分の10以上について、公共工事履行保証証券による保証又は甲若しくは乙を被保険者とする履行保証保険付保等による保証措置を講じなければならない。
- 2 乙は前項の保証措置を、乙を被保険者とする履行保証保険の方法により講じたときには、第58条第2項の違約金支払債務を被担保債権とする質権を履行保証保険の保険金請求権に設定し、甲のために対抗要件を備えさせなければならない。なお、質権設定及び対抗要件具備に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券を甲又は甲の指定する第三者に提出するものとする。

第二 設計業務

第11条 (本施設の設計)

- 1 乙は、本契約締結後速やかに、本契約、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に従い、設計業務実施者をして、本施設の設計業務を実施させるものとする。
- 2 乙は、本施設の設計に関する一切の責任を負担する。
- 3 乙は、設計業務に着手する前日までに、着手届を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 乙は、本施設の設計を行うに当たっては、適宜、甲との打ち合わせを行うものとする。

第12条 (設計の完了)

- 1 乙は、設計を完了した後、速やかに別紙 5 に記載する設計図書を甲に対して提出するものとする。
- 2 甲は、設計図書と入札説明書等又は応募者提案との間に不一致があると認めた場合、設計図書の提出を受けてから 15 日以内に当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する通知を受けた場合、甲と協議の上、速やかに当該不一致を是正し、甲の確認を経るものとする。なお、当該是正は、乙の責任及び費用をもって行われるものとする。
- 4 甲は、甲が前条第 4 項に規定する打ち合わせを行ったこと、次条に規定する設計変更を請求したこと、第 1 項に規定する図書を受領したこと、乙に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は前項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、本施設の整備の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第13条 (設計の変更)

- 1 甲は、必要があると認める場合、乙に対して設計変更を請求することができる。この場合、乙は、当該設計変更の可否を検討し、速やかにその検討結果を甲に通知しなければならない。甲は、乙の検討結果を踏まえて、当該設計変更の実施又は不実施を乙に通知するものとし、乙はこれに従うものとする。
- 2 前項に従い、甲の請求により設計変更が行なわれる場合、当該設計変更により発生する追加費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、甲の承諾を得た場合のみ、設計変更を行うことができる。
- 4 前項に従い、乙が甲の承諾を得て設計変更を行う場合、当該設計変更により発生する追加費用は乙が負担するものとする。
- 5 甲及び乙は、協議の上、双方の合意により設計変更を行うことができる。
- 6 前項の規定に基づく設計変更により発生した追加費用は、甲と乙が協議してその負担の方法を定めるものとし、当該設計変更が工期の変更を伴うときは、甲は当該工期の変更を承認する。また、前項の規定に基づく設計変更により予定された費用が減少する場合、甲は、乙と協議の上、サービス購入料を当該減少分について減額することができる。

第三 建設工事業務

1. 建設工事業務の実施

第14条 (建設工事業務の実施)

- 1 乙は、本契約、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に従い、建設工事業務実施者をして、建設工事業務を実施させるものとする。
- 2 造成工事、仮設、施工方法その他建設工事業務を実施するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする。
- 3 乙は、建設工事業務の実施に必要な工事用電気、水道、ガス等のユーティリティを自己の費用及び責任において確保するものとする。

第15条 (施工体制等)

- 1 乙は、建設工事業務実施者以外の者に、建設工事業務の全部若しくは大部分を実施させてはならない。
- 2 乙は、建設工事業務実施者をして、工事工程表に従って、建設工事業務を実施させるものとする。
- 3 甲は、乙に対して、施工体制に係る事項について報告を求めることができる。
- 4 乙は、施工体制に係る事項について甲に報告した内容を変更し又はこれに追加すべき事項が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

第16条 (工事監理者)

- 1 乙は、建設工事業務を開始する前に工事監理者を設置し、速やかに当該工事監理者の名称を甲に対して通知するものとする。
- 2 乙は、工事監理者をして、本契約及び入札説明書等に従って、工事監理を行わせるものとする。
- 3 甲は、乙を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、また乙は工事監理者をして乙を通じて甲に定期的に報告を行わせるものとする。

第17条 (工事工程表等)

- 1 乙は、建設工事業務に着手する前日までに、別紙6に記載する書類を作成した上、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、建設工事期間中、建設工事業務実施者をして工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。

第18条 (建設工事業務に伴う各種調査)

- 1 乙は、甲が公表した測量及び地質調査とは別に、建設工事業務の実施に必要な各種調査等を行うものとする。なお、かかる調査等について生じた費用及び責任は、乙が負担するものとする。
- 2 乙は、甲が公表した測量及び地質調査の結果及び前項の乙による各種調査等の結果に基づき建設工事業務を実施するものとする。
- 3 甲が公表した測量及び地質調査の不備、誤謬等から発生する費用及び責任は、甲が負担するものとする。
- 4 甲が事前に把握できなかった地中障害物及び土壌汚染が存在したことにより生じた費用及び責任は、甲が負担するものとする。

第19条 (近隣対策等)

- 1 乙は、その責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動並びにその他建設工事業務の実施が近隣住民又は近隣営業者の生活環境等に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。なお、かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業を公共事業そのものとして実施することに対するクレームその他本施設の整備に直接関わらないクレーム、訴訟、住民運動等については、甲が対処するものとする。

第20条 (本施設の敷地の管理)

乙は、整備期間中、善良なる管理者の注意義務をもって本施設の敷地の管理を行うものとする。

第21条 (備品の整備)

- 1 乙は、本契約、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に基づき、自己の責任及び負担において、本施設の維持管理及び運営に必要な備品について、購入、製作又は作成を行い、その設置を行うものとする。
- 2 BOT施設に設置される備品の整備については、リースの方式によることもできるものとする。
- 3 乙は、BTO施設に設置した備品について甲の指定する書式に従って備品一覧表を作成し、BTO施設の引渡しと同時に、かかる備品一覧表を甲に提出するものとする。

2. 甲による確認

第22条 (甲による説明要求及び工事現場立会い等)

- 1 甲は、本施設が本契約、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に従い整備されていることを確認するために、整備期間中、随時、乙又は建設工事業務実施者に対して説明を求めることができるものとし、また工事現場において立会いの上、建設工事業務の実施状況を確認することができる。
- 2 乙は、前項に規定する説明要求及び確認の実施について、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また建設工事業務実施者をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 第1項に規定する説明要求又は確認の結果、建設工事業務の実施状況が本契約、入札説明書等、設計図書又は応募者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、工事監理者が定める本施設の検査又は試験の実施に当たって、事前に甲に対して通知するものとし、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 5 甲は、本条に規定する立会い、確認等の実施を理由として、建設工事業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3. 工期の変更等

第23条 (工期の変更)

- 1 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の可否を決定するものとする。
- 2 不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求した場合、甲と乙は、協議の上、当該請求に応じて工期を変更するものとする。ただし、甲と乙の間において協議が調わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとする。
- 3 前2項の規定に従って工期が変更された場合には、甲は当該工期の変更により発生する追加費用(乙が金融機関に対して追加的に支払う金額については、合理的な部分に限る。)を負担するものとし、その支払いについては、必要な手続を行った上で予算措置に基づき速やかに支払うものとする。

第24条 (建設工事の一時中止及び変更)

- 1 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、建設工事業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い建設工事業務の実施を一時中止させた場合、必要があると認めるときは合理的な範囲で工期を変更することができる。かかる一時中止により乙に発生する追加費用(乙が金融機関に対して追加的に支払う金額については、合理的な部分に限る。)

は、甲が負担するものとし、その支払については、必要な手続を行った上で予算措置に基づき速やかに支払うものとする。

- 3 乙は、パーキングエリアの整備計画に変更が生じた場合においても、BTO施設のうちの第二駐車場の整備を実施するものとする。当該整備計画の変更により本施設の設計変更が必要となるときは、第13条第1項の規定における甲による設計変更の請求があったものとして取り扱うものとする。

4. 損害の発生等

第25条 (建設工事業務の実施により乙が第三者に及ぼした損害)

- 1 乙が建設工事業務の実施により第三者に損害を及ぼした場合、当該損害のうち乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、乙が当該損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該損害のうち建設工事業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の原因により生じたもの及び甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその損害を賠償しなければならない。

第26条 (不可抗力による損害)

- 1 完工確認書の交付前に、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)は別紙7に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとする。

第27条 (建設工事期間中の保険)

乙は、建設工事期間中、建設工事業務実施者をして別紙8の(建設工事期間)欄に記載される各保険に加入させるものとし、建設工事業務の開始日までに当該各保険に係る保険証券の写しを甲に提出するものとする。

5. 本施設の完工

第28条 (乙による完工検査等)

- 1 乙は、維持管理開始予定日の21日前までに、自己の責任及び費用において、本施設の完工検査を行うものとする。なお、乙は、甲に対して、完工検査を行う7日前までに、完工検査を行う旨を通知するものとする。

- 2 甲は、完工検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、工事監理者をして、建設工事終了後速やかに、工事の完成を検査させた上、甲に対して、当該検査の結果を書面により報告させなければならない。
- 4 乙は、完工検査に先立って、検査対象施設に設置した設備及び備品について、試運転等の点検を行い、完工検査の時点において、検査対象施設の維持管理及び運営に支障がない状態にしなければならない。また、乙は、かかる点検後速やかに、その結果を甲に対して報告しなければならない。なお、甲及び工事監理者は、かかる点検に立ち会うことができるものとし、乙は、かかる点検の前に甲及び工事監理者に通知しなければならない。

第29条 (甲による完工検査)

- 1 甲は、前条第3項の規定による報告を受けた日から14日以内(14日以内に維持管理開始予定日の前日が到来する場合にあっては、当該前日まで)に、以下の方法により本施設の完工を検査するものとする。
 - (1) 甲は、工事監理者から前条第3項に規定する報告を受ける。
 - (2) 甲は、乙、建設工事業務実施者及び工事監理者立会いのもとで、入札説明書等、設計図書、応募者提案等の書面との照合により本施設の各種建築物の完工並びに本施設の設備及び備品の完備を検査する。
 - (3) 乙は、設備及び備品の取扱いに関する甲への説明を実施する。
- 2 甲は、前項の検査の結果、本施設の全部又は一部につき完工を確認できない場合、乙に対して是正を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

第30条 (完工確認書)

- 1 甲が前条に従い、本施設の全部の完工を確認し、かつ、乙が別紙9に記載する竣工図書を甲に対して提出した場合、甲は乙に対して速やかに完工確認書を交付するものとする。
- 2 乙は、甲の完工確認書を受領しなければBTO施設維持管理業務又はBOT施設維持管理・運營業務を開始することはできない。
- 3 甲は、乙から交付された竣工図書につき、本施設の修繕、改修その他本施設の運営に必要な範囲で自由に使用(複製、頒布、改変、翻案を含む。)することができる。

第四 BTO施設の引渡し

第31条 (引渡し)

- 1 乙は、維持管理開始予定日の前日までに、BTO施設(備品を含む。以下、本条において同じ。)を甲に引き渡し、BTO施設の所有権を移転するものとする。なお、物販スペースをビジターセンターの建物の一部とした場合、乙は、物販スペースとそれ以外の部分についてそれぞれ区分所有権を設定の上、物販スペースを除く部分を甲に引き渡すもの

とする。

- 2 BTO施設の引渡し及び所有権の移転に関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

第32条（引渡し等の遅延）

乙の責めに帰すべき理由により、本施設の完工が遅れたため、BTO施設の引渡し又はBOT施設の維持管理開始が遅延した場合は、乙は、遅延日数に応じ、サービス購入料1のうち金利支払額を除いた金額につき、年3.6%の割合で計算して得た額を違約金として、甲に支払うものとする。

第33条（瑕疵担保責任）

- 1 甲は、引き渡されたBTO施設（設備及び備品を含む。以下、本条において同じ。）に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡し日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条1項若しくは第2項に定める部分に生じた場合（構造耐力又は雨水の侵入に影響のない場合を除く。）又は乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、備品の瑕疵に基づく第1項の規定による請求は、引渡し日から1年以内に行わなければならない。
- 4 甲は、BTO施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 甲は、BTO施設が瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項又は第3項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を甲が知った日から1年以内に第1項の規定による請求をしなければならない。
- 6 乙は、建設工事業務実施者をして、甲に対して、第1項の規定による瑕疵の修補及び損害賠償の履行を保証する書面を提出させるものとする。

第3章 本施設の維持管理及び運営

第一 総則

第34条 (許認可及び届出等)

- 1 乙は、BTO施設維持管理業務及びBOT施設維持管理・運營業務に関する義務を履行するために必要となる一切の許認可及び届出等を、自己の責任及び費用において取得又は実施するものとする。ただし、甲の単独申請にかかる許認可及び届出等については、甲が自己の責任及び費用においてこれを取得又は実施するものとする。
- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による許認可の取得及び届出等の実施に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は、甲による許認可の取得及び届出等の実施に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

第35条 (近隣対策)

- 1 乙は、自己の責任及び費用において、本施設の維持管理及び運営に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。なお、かかる近隣対策の実施について、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業を公共事業そのものとして実施することに対するクレームその他本施設の維持管理及び運営に直接関わらないクレーム、訴訟、住民運動等については、甲が対処するものとする。

第36条 (第三者への委託)

乙は、甲の承諾がある場合を除き、応募者提案で当初示された者以外の第三者にBTO施設維持管理業務又はBOT施設維持管理・運營業務の全部又は大部分を一括して委託してはならない。なお、BTO施設維持管理業務又はBOT施設維持管理・運營業務の一部に関しては、事前に甲に通知することにより第三者に委託できるものとし、この場合、当該委託が終了したときには、その旨を速やかに甲に通知するものとする。

第37条 (第三者に及ぼした損害等)

- 1 乙がBTO施設維持管理業務又はBOT施設維持管理・運營業務の実施により甲又は第三者に損害を及ぼした場合、当該損害のうち乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、乙が当該損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該損害のうちBTO施設維持管理業務及びBOT施設維持管理・運營業務の実施に伴い通常避けることができない騒音等の原因により生じたもの及び甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその損害を賠償しなければならない。

第38条 (維持管理期間中の保険)

乙は、維持管理期間中、別紙8の(維持管理期間)欄に記載される各保険に加入するものとし、維持管理開始予定日の前日までに当該各保険に係る保険証券の写しを甲に提出するものとする。

第二 維持管理及び運営の準備

第39条 (BTO施設の維持管理体制整備)

- 1 乙は、維持管理開始予定日の7日前までに、BTO施設維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、必要な訓練、研修等を完了するものとする。
- 2 乙は、前項に規定するほか、維持管理開始予定日の前日までに、BTO施設維持管理業務を開始するために必要な一切の準備を完了するものとする。
- 3 乙は、BTO施設維持管理業務を開始することが可能となった段階で、甲に対して通知するものとする。
- 4 甲は、前項の乙の通知を受領した後、直ちに、乙によるBTO施設の維持管理体制が本契約書、入札説明書等及び応募者提案の条件を満たしているかを確認するものとし、必要な条件を満たしていない点を発見した場合、乙に対して是正を求めることができる。

第40条 (BOT施設維持管理・運営体制整備)

- 1 乙は、維持管理開始予定日の7日前までに、BOT施設維持管理・運營業務の実施に必要な人員を確保し、必要な訓練、研修を完了するものとする。
- 2 乙は、前項に規定するほか、維持管理開始予定日の前日までに、BOT施設維持管理・運營業務を開始するために必要な一切の準備を行うものとする。
- 3 乙は、BOT施設維持管理・運營業務を開始することが可能となった段階で、甲に対して通知するものとする。
- 4 甲は、前項の乙の通知を受領した後、直ちに、乙によるBOT施設の維持管理・運営体制が本契約書、入札説明書等及び応募者提案の条件を満たしているかを確認するものとし、必要な条件を満たしていない点を発見した場合、乙に対して是正を求めることができる。

第41条 (維持管理又は運営開始の遅延)

- 1 乙の責めに帰すべき事由による維持管理体制整備の遅延により、乙が維持管理開始予定日にBTO施設維持管理業務を開始することができなかった場合、乙は、甲に対し、遅延日数に応じ、サービス購入料3の年額につき年3.6%の割合で計算して得た額を違約金として支払うものとする。また、現に生じた損害(完工の遅延により受領することができなくなった国庫補助金相当額を含む。)が当該違約金の額を超えるときは、乙は、甲に対し、当該違約金の額を超える部分の損害額を甲に支払うものとする。

- 2 不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が維持管理開始予定日にBTO施設維持管理業務を開始することができなかった場合、甲は、乙に生じた合理的な追加費用（融資契約、物品の調達に関する契約、下請負契約等の条件変更に伴う合理的な違約金、遅延期間中に乙の出費した合理的な経常費用を含む。）を負担するものとし、その支払については、必要な手続を行った上で予算措置に基づき速やかに支払うものとする。ただし、不可抗力による場合には別紙7に規定する負担割合により、乙に生じた合理的な追加費用を甲及び乙が負担するものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由による維持管理・運営体制整備の遅延により、乙が維持管理開始予定日までにBOT施設維持管理・運営業務を開始することができなかった場合は、乙は、遅延日数に応じ、サービス購入料3の年額につき、年3.6%の割合で計算して得た額を違約金として、甲に支払うものとする。
- 4 乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が運営開始予定日までにBOT施設維持管理・運営業務を開始することができなかった場合、甲は、乙に生じた合理的な追加費用（融資契約、物品の調達に関する契約、下請負契約等の条件変更に伴う合理的な違約金、遅延期間中に乙の出費した合理的な経常費用を含む。）を負担するものとし、その支払については、必要な手続を行った上で予算措置に基づき速やかに支払うものとする。ただし、不可抗力による場合には別紙7に規定する負担割合により、乙に生じた合理的な追加費用を甲及び乙が負担するものとする。

第三 BTO施設維持管理業務

第42条（BTO施設維持管理業務）

- 1 乙は、維持管理期間中、自己の責任及び費用において、本契約、入札説明書等及び応募者提案に従い、BTO施設維持管理業務を実施するものとする。
- 2 甲は、乙と協議のうえ、BTO施設維持管理業務に係る要求水準書の内容を変更することができる。当該変更に伴い維持管理費用が増加する場合、甲が当該増加分を負担するものとする。ただし、当該変更が乙の都合その他乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は、乙が維持管理費用の増加分を負担するものとする。
- 3 前項の規定に従い要求水準書が変更されたことにより維持管理費用が減少する場合、甲と乙は、協議によりサービス購入料2又は3を減額するものとする。

第43条（年度計画書）

乙は、次の各号に掲げる業務区分毎に、各事業年度における業務の計画を記載した年度計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前までに、甲に対して提出するものとする。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 設備保守管理業務

- (3) 備品保守管理業務
- (4) 屋外施設保守管理業務
- (5) 植物管理業務
- (6) 警備業務
- (7) 清掃業務
- (8) 除雪業務
- (9) 大規模修繕業務
- (10) 備品更新業務

第四 BOT施設維持管理・運營業務

1. 総則

第44条 (BOT施設維持管理・運營業務)

- 1 乙は、維持管理開始予定日から事業終了日まで、自己の責任及び費用において、本契約、入札説明書等及び応募者提案に従って、BOT施設維持管理・運營業務を実施するものとする。
- 2 甲は、乙と協議のうえ、BOT施設維持管理・運營業務に係る要求水準書の内容を変更することができる。当該変更に伴い運営費用が増加する場合、甲が当該増加分を負担するものとする。ただし、当該変更が乙の都合その他乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は、乙が維持管理・運営費用の増加分を負担するものとする。
- 3 前項の規定に従い要求水準書が変更されたことにより維持管理・運営費用が減少する場合、甲と乙は、協議によりサービス購入料2又は3を減額するものとする。

第45条 (年度計画書)

乙は、次の各号に掲げる業務区分毎に、各事業年度における業務の計画を記載した年度計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前までに、甲に対して提出するものとする。

- (1) 物販スペース維持管理・運營業務
- (2) オートキャンプ場維持管理・運營業務

2. 物販スペース維持管理・運營業務

第46条 (物販スペース維持管理・運營業務の実施)

- 1 乙は、本契約、入札説明書等及び応募者提案に従って、物販スペース維持管理・運營業務を実施するものとする。
- 2 物販スペースの運営による売上は、乙の収入とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用者の少ない冬期の間は、乙は、適宜物販スペースの

営業規模を縮小することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、維持管理開始予定日の6ヶ月前までにパーキングエリアの供用開始時期が明らかにならなかった場合又はパーキングエリアに食堂若しくは売店が設置されることが明らかになった場合、乙は、甲と協議のうえ適宜物販スペースの営業規模を縮小することができる。なお、維持管理開始予定日の6ヶ月前までにパーキングエリアの供用開始時期が明らかにならなかった場合で、物販スペースの営業縮小が必要になったとき、及び維持管理開始予定日の6ヶ月前までにパーキングエリアの食堂又は売店の設置が明らかになっていない場合で、その後食堂又は売店の設置が明らかになったときは、物販スペースの営業規模の縮小に伴う追加費用は、甲が負担するものとし、それ以外の場合乙が負担する。甲が当該追加費用を負担する場合の負担の方法は、甲と乙が協議して定める。
- 5 本施設以外の本公園の施設の全部若しくは一部の供用の遅延、又はパーキングエリアの開業の遅延により、物販スペースの利用者数が当初想定されていた水準より著しく低い水準にとどまった場合、甲は、乙と協議の上、当該遅延がなければ物販スペースの運営により乙が得ることができたと合理的に認める逸失利益に相当する額を、乙に対して支払うものとする。

3. オートキャンプ場維持管理・運營業務

第47条 (オートキャンプ場維持管理・運營業務の実施)

- 1 乙は、本契約、入札説明書等及び応募者提案に従って、かつ、オートキャンプ場が公共性を有する本公園内において維持管理・運営されることに配慮して、オートキャンプ場維持管理・運營業務を実施するものとする。
- 2 乙は、オートキャンプ場が都市公園法上の都市公園である本公園内において維持管理・運営されることに配慮した合理的な利用規則を作成し、運営開始予定日の30日前までに、当該利用規則を甲に対して提出し、確認を受けるものとする。
- 3 甲は、前項の確認によって、利用規則に法令に違反する点、入札説明書等に違反する点又は第3条に規定される本施設の趣旨及び目的に明らかに反する点を認めるときは、乙に対して是正を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 甲は、第2項の確認を行ったこと又は前項の是正要求をしたことのいずれを理由としても、オートキャンプ場の運営について何らの責任を負担するものではない。
- 5 本施設以外の本公園の施設の全部若しくは一部の供用の遅延により、オートキャンプ場の利用者数が当初想定されていた水準より著しく低い水準にとどまった場合、甲は、乙と協議の上、当該遅延がなければオートキャンプ場の運営により乙が得ることができたと合理的に認められる逸失利益に相当する額を、乙に対して支払うものとする。

第48条 (使用料金)

- 1 乙は、オートキャンプ場利用者から使用料金の支払を受けることができる。
- 2 乙は、要求水準書の範囲内で、前項の使用料金及びその徴収方法を自らの責任で定めることができる。ただし、使用料金又は徴収方法を設定し、又は変更する場合、事前に甲に対して通知するものとする。

第五 甲による確認

第49条 (業務報告書の作成及び提出)

- 1 乙は、本契約、入札説明書等及び応募者提案に基づき、BTO施設維持管理業務の実施結果及びBOT施設維持管理・運營業務の実施結果を正確に記載した日報月次業務報告書及び四半期業務報告書を作成するものとする。
- 2 前項に規定する各業務報告書に記載すべき内容は、別紙10に記載するとおりとする。
- 3 乙は、作成した月次業務報告書を、翌月7日までに、甲に対して提出するものとする。
- 4 乙は、作成した四半期業務報告書を、各四半期末の翌月7日までに、甲に対して提出するものとする。

第50条 (モニタリングの実施)

甲は、自らの費用負担において、BTO施設維持管理業務及びBOT施設維持管理・運營業務の実施に関して、本契約、入札説明書等及び応募者提案に示される適正なサービスが提供されていることを確認するために、別紙13の規定に従ってモニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目の詳細については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとする。

第4章 サービス購入料

第51条 (サービス購入料の支払)

- 1 甲は、乙に対して、別紙11記載のサービス購入料及びこれに対する消費税等をその定めるスケジュールで支払うものとする。
- 2 サービス購入料の支払手続は別紙11に規定するとおりとし、その詳細については、甲と乙が協議して定めるものとする。

第52条 (金利変動等に基づくサービス購入料の変更)

サービス購入料は、別紙12の規定に従い、金利変動、物価変動又はオートキャンプ場使用料金収入変動を考慮して、随時改定されるものとする。

第53条 (サービス購入料の減額)

- 1 甲は、乙に対して、モニタリングの結果に基づき業務改善勧告を行うことができる。
- 2 甲が乙に対して業務改善勧告を行った後、当該勧告についての業務改善期間を経過しても当該勧告の対象となった事項が改善されない場合、サービス購入料3の金額は、別紙13の規定に従って減額されるものとする。

第54条 (サービス購入料の返還)

サービス購入料の支払いがなされた後に、業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、乙は甲に対して、当該虚偽記載がなければ別紙13の規定に従って甲が減額し得たサービス購入料に相当する額を返還しなければならない。

第55条 (不可抗力の場合)

不可抗力により本施設の維持管理及び運営を実施できなかった場合、サービス購入料3の全額は支払われないものとする。ただし、乙が迅速かつ最大限の努力をもって対応していると甲が判断する場合、甲は、乙に対してサービス購入料3の全額を支払うことができる。

第5章 契約期間及び契約の終了

第56条 (契約期間)

- 1 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、BOT施設の引渡し手続の終了をもって終了する。
- 2 乙は、本契約の終了に先立って、本契約終了後の備品の処理について甲との間で協議するものとする。
- 3 乙は、本契約の終了(解除による契約の終了を含む。)にあたっては、甲又は甲の指名する者が本施設の維持管理及び運営を実施することができるよう、甲又は甲の指名する者に対して、必要な事項を説明し、かつ、各種設備、備品等の操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。

第57条 (BOT施設の譲渡)

- 1 運営期間満了後、乙は、BOT施設を、別紙11記載の買取費用に相当する額で、甲に対して譲渡し、登記された不動産については自己の責任及び費用において甲に対する移転登記手続の事務を行うものとする。
- 2 運営期間満了後、乙は、オートキャンプ場に設置されたリース物件以外の備品については、無償で甲に対して譲渡するものとし、リース物件である備品及び備品に該当しない

動産については、自己の責任及び費用において、速やかに取片付け、又は撤去するものとする。ただし、前条第2項に規定する協議によってこれとは別の定めがなされたときは、当該別の定めに従うものとする。

- 3 甲は、前項に規定する譲渡に先立ち、BOT施設が要求水準書に示された水準を満たしており、かつBOT施設を継続して使用することに支障がないことを確認するため検査を実施するものとし、乙は、当該検査に協力するものとする。
- 4 前項に規定する検査において乙が修繕・補修等をすべき箇所が発見された場合、甲は、乙と協議の上、乙に対して必要な修繕若しくは修繕に要する費用を請求し、乙は、甲からの請求があり次第速やかにその費用を支払うものとする。

第58条 (乙の債務不履行による契約の終了)

- 1 この契約について次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、甲は、乙に対して書面により通知した上で本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 乙が、建設工事業務の開始予定日を過ぎても建設工事業務に着手せず、相当の期間を定めて催告してもなお着手せず、かつ、当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日から30日を経過しても本施設の維持管理業務を開始できないとき、又はその見込みがないことが明らかに認められるとき
 - (3) 乙の責めに帰すべき事由により、BOT施設の運営体制が、運営開始予定日から30日を経過しても整わないとき
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、第8条第1項に基づいて締結された使用貸借契約が解除されたとき
 - (5) 乙が同一事態に対するサービス購入料の減額を連続して3回受けた場合で、当該事態が重大なものであり改善が困難であると甲が判断したとき
 - (6) 同一の事項に関し甲による是正要求に従わないことが1年以内に3回連続したとき
 - (7) 前各号に規定する場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (8) 乙が、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によってその申立てがなされ、かつ各手続の開始決定がなされたとき。
 - (9) 乙が、業務報告書に著しい虚偽記載を行ったとき。
- 2 前項の規定により第29条による完工検査を経る前に解除された場合、乙は、甲に対して、本施設の建設工事費の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。
- 3 第1項の規定により第29条による完工検査を経た後に解除された場合、乙は、甲に対して、当該解除が属する年度に甲が支払うべきサービス購入料3の合計額の20%に相当

する金額を違約金として支払うものとする。

- 4 甲は、第2項の場合において、第10条の規定による履行保証により保証金又は保険金を受領したときは、これをもって違約金に充当する。

第59条 (乙の不正行為による契約の終了)

- 1 甲は、この契約の締結に関して、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙又は落札者たる●グループ(代表企業を●とし、他の構成員を●、●、●とするもの。以下「落札者グループ」という。)の構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (2) 乙又は落札者グループ構成員のいずれかが、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
 - (3) 乙又は落札者グループ構成員のいずれかが独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 乙又は落札者グループ構成員のいずれかの役員又は使用人について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、その事実の発生が第29条による完工検査を経る前の場合は本施設の建設工事費の10%に相当する金額を、事実の発生が完工検査を経た後の場合は、その事実の発生が属する年度に甲が支払うべきサービス購入料3の合計額の20%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

第60条 (甲の債務不履行による契約の終了)

- 1 甲は、甲が本契約に基づいて履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第14条及び第8条に基づき、財務大臣が決定する割合で計算した額を遅延損害金として乙に対して支払うものとする。
- 2 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、乙は本契約を解除することができる。
- 3 前項による解除がなされた場合、乙は、甲に対して、当該解除により乙に生じた損害

の賠償を請求できる。

第61条 (解除の場合の取扱い)

- 1 本契約が、第29条による完工検査を経る前に、第58条、第59条、第60条、第64条又は第69条により解除された場合の本施設の出来形の取扱いについては、次の各号に規定されるとおりとする。
 - (1) 甲は本施設の出来形を検査し、検査に合格した部分とその相当額で買い取るものとする。この場合、検査に合格した部分に相当する金額及びそれに対する支払い時点までの利息を、議会の議決による予算措置に従い、維持管理開始予定日から25年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いにより、支払うものとする。なお、均等分割払いの場合については、別紙12の規定に準じて金利改定を行うものとする。
 - (2) 前号の出来形の検査に当たっては、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は乙の負担とする。
 - (3) 第1号の場合において、既に支払済のサービス購入料があるときはその額を、解除時までに乙が本契約に基づいて損害賠償義務又は違約金支払義務を負うときは当該損害賠償額又は違約金の額を、第1項前段の出来形部分についての相当額と差引き計算するものとする。
 - (4) 乙は、本施設の敷地に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - (5) 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分または修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 2 本契約が、第29条による完工検査を経た後に、第58条、第59条、第60条、第64条又は第69条により解除された場合の本施設の取扱いについては、次の各号に規定されるとおりとする。
 - (1) BTO施設については甲が所有権を保持し続けるものとし、BOT施設については第57条の規定に準じて甲に対して譲渡されるものとする。
 - (2) 甲は、乙に対して、サービス購入料1の元利償還額及びBOT施設買取費用を、議会の議決による予算措置に従い、維持管理開始予定日から25年が経過する日までの期間において、解除前のスケジュールに従って、又は一括払いにより、支払うものとする。なお、解除前のスケジュールに従って支払う場合については、別紙12の規定に準じて金利

改定を行うものとする。

- 3 本契約の解除が甲及び乙の責に帰すべからざる事由による場合には、甲は、解除による契約終了により乙に生じた費用(乙と融資銀行との間で締結された金銭消費貸借契約及び関連する諸契約(金利スワップ契約等を含む)に基づく損害金及び解約手数料等、乙の解散費用、その他当該解除に伴い乙に発生する諸費用(以下「損害金等」という。)を含む。)でやむを得ないと認めるものを負担する。かかる甲の費用負担の方法については、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6章 法令変更

第62条 (通知の付与)

- 1 本契約の締結日の後に法令が新設又は変更されたことにより、本施設を本契約、入札説明書等、設計図書若しくは応募者提案に従い整備できなくなった場合、又は本契約、入札説明書等若しくは応募者提案で提示された条件に従って維持管理及び運営できなくなった場合、乙はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、当該自己の義務を履行しないことにより相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第63条 (協議及び追加費用の負担)

- 1 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに本契約、入札説明書等、設計図書又は応募者提案の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から120日以内に本契約、入札説明書等、設計図書又は応募者提案の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙14に規定する負担割合によるものとする。

第64条 (契約の終了)

- 1 本契約の締結後における法令変更により、甲が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の継続のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部を解除することができる。